

1. 令和4年度健康保険料率および介護保険料率について

去る2月15日に開催された健康保険組合組合会にて、令和4年度の保険料率が次のとおり決定いたしました。

(1) 健康保険料率：79.00/1,000 (据置)

内訳	一般保険料率：77.67/1,000 調整保険料率：1.33/1,000
----	---

なお、平成20年度から一般保険料は、基本保険料と納付金など高齢者医療制度を支援する費用に充当される特定保険料とに区分されております。料率の内訳は右表のとおりです。

区分	一般保険料率	内訳		調整保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	50.49/1,000	33.07/1,000	17.42/1,000	0.86/1,000
被保険者	27.18/1,000	17.80/1,000	9.38/1,000	0.47/1,000
計	77.67/1,000	50.87/1,000	26.80/1,000	1.33/1,000

(2) 介護保険料率：16.00/1,000 (令和3年度：17.00/1,000)

(3) 適用年月 一般被保険者は、令和4年4月に徴収する3月分保険料から。

2. 特例退職被保険者の健康保険料および介護保険料について

健康保険料率および介護保険料率の決定に伴い、特例退職被保険者の保険料は以下のとおりになります。

(1) 保険料(月額)：健康保険料 25,280円(令和3年度 25,280円)
介護保険料 5,120円(令和3年度 5,440円)

(2) 保険料算出

保険料の算出は、特例退職被保険者以外の全被保険者の前年度の9月30日における平均標準報酬月額100分の70に相当する額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(本年度：320,000円)に健康保険料率、介護保険料率を乗じた額となります。

(3) 適用年月 令和4年4月1日以降徴収分から。

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額について

(1) 標準報酬月額の決定

本人の退職時の標準報酬月額と当健保組合の平均標準報酬月額とを比べて、いずれか低いほうが任意継続被保険者の標準報酬月額となります。なお、平均標準報酬月額は440,000円(令和3年度と同額)になります。

(2) 適用年月 令和4年4月1日以降徴収分から。

4. 被保険者および被扶養者の身上変更に伴う各種届出について

- 被保険者および被扶養者に身上変更(氏名変更、被扶養者喪失など)があった場合は、必ず健康保険組合への届出が必要です。被保険者が所属している事業所と健康保険組合は別組織ですので、各々届出が必要となります。身上変更がある方は、速やかに「被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証(変更・毀損・返納)届(書式1-1)」「被扶養者健康保険資格喪失届(書式2-4)」「保険証添付)を当健保組合宛に提出してください。
- また、単身赴任、出産準備、学校等の事由により被扶養者が被保険者と「非同居」となる場合や、事由の解消により「同居」となる場合は、速やかに「被扶養者(同居・非同居)変更届兼被扶養者海外居住届(書式2-5)」を当健保組合宛に提出してください。
- 届出手続きおよび書式などについては、当健保組合ホームページに掲載していますのでご覧ください(ホームページへのログインには、保険証に記載の記号・番号が必要となります)。

5. 健保組合書式改定のお知らせ(押印の廃止)

- 令和4年4月1日より、健保組合書式における事業所印並びに被保険者印の押印を不要(廃止)とし、これに伴い書式を改定いたしました。
- 新書式への記入方法は、当健保組合ホームページの申請書式一覧にある各書式の記入見本をご確認ください。
※Excel書式は手入力、手書き、いずれも可

6. 令和4年度の特典健診・特定保健指導がスタートしました。 年に一度必ず受診していただき、生活習慣病予防をはじめとする 日々の健康づくりにお取り組みください

- 一般被保険者：4月上旬に事業所宛に対象者一覧表を送付いたしました。
- 一般被扶養者/特例退職被保険者・被扶養者：すでにご案内の通り、特典健診対象者の方への「受診券」送付はいたしません。令和4年4月以降の人間ドック・特定健診の利用申込みについては、当健保組合ホームページのリンク「人間ドック・特定健診受診申込」からお申込みください。

7. 歯科健診の開始について

- 株式会社歯科健診センターとの提携により、令和4年4月から「歯の予防健診」をスタートしました。同センターが提携する全国約1,600の歯科医院にて歯科健診を受けられます。詳しくは、当健保組合ホームページをご覧ください。